

日本国憲法と琉球政府章典の比較及び相互関係

— 日本本土における国会の議論から —

Comparison and mutual relations between Constitution of Japan and Ryukyu government
Constitution
-Interpellation and statement in the Diet of Japan-

武 輪 敬 心 ・ 今 井 慶 宗
Keico TAKEWA & Yoshimune IMAI

【要旨】

本稿では、日本の国会における琉球政府章典に関する議論を抽出し、そこで問題とされている内容などについて概観した上で、その特徴について日本国憲法と比較し相互関係について検討する。

日本国憲法は、一つないし少数の府県のみが占領管理下にある場合を、全く想定していない。日本国憲法の下に制定された法令は、最高裁判所によって解釈の統一がなされるが、特定の地域にのみ別個の法体系が形成され、最終的な法令の解释权も日本の最高裁判所ではなく、外国政府ないし機関が有する場合も、現在の日本国憲法体制になってからも存在した。将来、万一、国土の部分的占領という事態が生じた場合、琉球政府章典の下に展開された諸事象をモデルケースとし、本土側と占領管理下にある側の双方において、当地の根本事項について調整する法整備が必要となる。

Keyword 沖縄 日本国憲法 琉球政府章典 国会

I. はじめに

琉球政府章典とは、琉球列島米国民政府が米国民政府布令第68号として制定した布令である。1952（昭和27）年3月13日に公布され、同年4月1日に施行された。7章36条からなり、総則（第1章）、住民の地位及び権利義務（第2章）、行政府の組織及び運営（第3章）、立法院の組織及び運営（第4章）、裁判所の組織及び運営（第5章）、市町村との関係（第6章）、補則（第7章）の各章からなっていた¹⁾。沖縄の本土復帰に伴い、1972（昭和47）年5月15日に廃止された。

先行研究として、例えば、「資料・沖縄の法制〔琉球政府章典他〕（沖縄の法制および戸籍・土地問題等の変遷-上-）」²⁾、「琉球政府期における「裁判移送」事件」³⁾ などがある。しかし、日本の国会の議論を中心にしたものは筆者のサーベイの限り見当たらない。

本稿では、日本の国会両院の本会議・委員会等における琉球政府章典に関する議論を抽出し、そこで問題とされている内容などについて概観し、その特徴について日本国憲法と比較し相互関係を検討する。国会の本会議や委員会において議論された内容について公開されている会議録に基づいて項目ごとに整理し分析する方法である。

Ⅱ．国会における琉球政府章典の議論と考察

以下、国会における議論について項目ごとに明らかにする（一部要約）。なお、それぞれ冒頭には琉球政府章典の条文を掲載する。

1．管轄区域

琉球政府章典（以下、章典と表記する）第1条は「琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は左の境界線内の島及び水域とする。北緯29度東経125度22分を起点とし北緯24度東経122度の点北緯24度東経133度の点及び北緯29度東経131度の点を経て起点に至る」である。1969（昭和44）年2月19日衆議院予算委員会では「琉球米国民政府布令68号に基づいて琉球政府章典がある。この章典の第1条に、琉球政府の政治的、地理的管轄区域は、左記のものとすると、北緯何度から何度と書いてある。管轄区域。この地域・区画が、施政権の及ぶ管轄区域が適当なものであるか」と質問されている。内閣総理大臣は「日本に返ってくるときには、日本の主張している公海の範囲にとどめる」として、日本に返還された場合、章典第1条にかかわらず領海・公海の別は日本政府主張のものに沿ったものとなることを示している。なお、内閣法制局長官は「章典第1条にその規定がある。ただしその内容は、「琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び」「領海とする」というわけで、地図の上では点線が書いてあるが、その政治的、地理的管轄区域はその境界内の諸島、小島、環礁及び領海とするとある」「章典第1条は、政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び領海とするとあり、そういう基本点のないものについての海の範囲、これを管轄区域にしているとは、第1条の文言から読めない」と答弁している⁴⁾。

平成に入ってからでも質問の中でこの管轄区域に触れたものがある。1992（平成4）年4月22日衆議院外務委員会では「1952（昭和27）年、連合国と対日平和条約が締結をされて、同条約3条により、アメリカに沖縄に対する施政権が与えられた。アメリカは、占領中の1950（昭和25）年、軍政府布令23号と、対日平和条約が発効した後の1953（昭和28）年に民政府布告27号、同じく民政府布令68号等により、アメリカの施政権の対象区域として尖閣諸島が明確になっている。一例を示すと、1952年2月29日付米民政府布令68号、琉球政府章典第1条には、「琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び領海とする」として、「北緯28度東経124度40分の点を起点として北緯24度東経122度北緯24度東経133度北緯27度東経131度50分北緯27度東経128度18分北緯28度東経128度18八分の点を経て起点に至る」となっている。これはまさに沖縄県の全域を示すものである。東は南北両大東諸島から西は尖閣諸島及び与那国に至る線である。アメリカもこれを日本の領土として、日本から与えられた施政権の対象区域として施政権が返還されるまでずっとここを管理していた」との発言がある⁵⁾。

日本国憲法には国土の地理的範囲が緯度経度を用いて明示されているわけではないが、章典においては沖縄における琉球政府の管轄区域、換言すればアメリカの施政権の範囲が明示されていた。沖縄には当時も日本の主権（残存主権ともいわれた）があったから、日本国憲法下の日本国の主権の及ぶ範囲が章典によって沖縄に関しては明示されていたと言える。

2. 戸籍

章典第2条第1項は「琉球住民とは琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されてゐる自然人をいふ。但し琉球に戸籍を移すためには民政副長官の許可を要し、且つ日本国以外の国の国籍を有する者又は無国籍の者は法令の規定による場合の外、琉球の戸籍簿にこれを記載することができない」と定めた。

1963（昭和38）年2月13日衆議院予算委員会では、委員質問の中で戸籍について触れている。すなわち「米民政府の命令の形式で琉球政府章典というのがある。この琉球政府章典では、この住民を琉球住民、いわゆる沖縄住民である。これは琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されておる自然人、これは第3条第1項にある。琉球の戸籍簿に出生及び氏名の記載されている自然人という、日本本土の者たちは載っていない。従って、沖縄人という日本人は、本土の日本人とは全部相似形ではない、同じではない」との発言がある⁶⁾。

同じ日本人でありながら、琉球の戸籍簿に載っているか否かで形式的にも実質的にも区別ないし差異が生じていることが明らかであった。

3. 公務員の任用

章典第15条「琉球政府は公務員法を定めて公務員の任命、昇進及び退職に関する責任を規制しなければならない」と定める。

1954（昭和29）年3月22日参議院内閣委員会では琉球政府に勤務する奄美諸島出身の公務員の取り扱いが問題となっている。総理府南方連絡事務局長は「奄美出身の公務員が約200名、1954（昭和29）年初め頃残っていて、奄美出身の公務員に、あるいはその他の者も同様であるが、アメリカ大使館等としては急激な変化あるいは人道上問題になるようなことは決してしないという約束があり、今日まで奄美出身の公務員も解雇されずに従来通り琉球政府で仕事をしている。しかしいつまでもというわけにもいかない模様で、1月末日までに奄美出身全員について仮登録を琉球政府で実施して、なお現在本登録を実施中であるが、本登録が4月末日に終了すると、そこではっきり奄美出身者とわかるわけで、その後は琉球政府の章典の建前から、琉球政府職員として残るわけにはいかないと判断されている。できる限り従来のように琉球政府で琉球政府の職員として従事して行くことが望ましいと思うが、それができず又本人の希望等もあるからそれらの希望によりできるだけ本土に引取るようにあつせんをしてきた」と答弁している⁷⁾。琉球政府公務員として、奄美群島以北の日本本土出身者が排除されるという、日本国憲法には見られない状況が生じていたことになる。

4. 立法院議員の資格と琉球列島米国民政府裁判所の裁判権

章典第22条は「年令25に達する者で琉球に少くとも5年間住所を有し且つ少くとも5年間琉球に戸籍を維持する者でなければ立法院議員となることができない。立法院議員は琉球政府の他の役職又は群島その他の行政団体若しくは外国政府の役職と兼ねることができない。但し1951年12月18日付米政府令第57号第39条に定める場合はこの限でない。贈收賄、偽証その他の破廉恥罪を犯した者は立法院議員となることができない。」と規定されていた。この規定が大きく問題となったのが立法院議員選挙において野党統一候補が小選挙区で当選確定寸前に琉球政府の中央選挙管理委員会から失

格を通告された事案である。1966（昭和41）年6月30日参議院決算委員会では次のような質問答弁がある。質問において「沖縄社会大衆党・沖縄人民党・日本社会党の3党の共同統一候補であった。宮古島の一部から成る小選挙区から立法院の選挙に出馬して最高点になった。開票して当選を決定する寸前に、琉球政府中央選管から、失格を通告された、当該人は選挙違反でかつて1962年の選挙のときに、罰金50ドルに処せられた。これはアメリカ高等弁務官布令第68号に基づいて、琉球政府章典の重罪に処せられた者で、まだ特赦を受けていない者は立法院選挙の被選挙権がないということで失格を命令によって強行された」と、状況が明らかにされている。総理府特別地域連絡局長は「大統領命令に基づいて布令が出る、その布令による琉球政府章典によると重犯罪は当選無効とするとなっている、それに該当すべきものだという米民政府側の解釈のようである、その布令の解釈に対して琉球政府の巡回裁判所では、そういう布令は妥当なものでないという解釈のもとに、原告側の勝訴になった、しかしそういう布令に対する審議権や判決権は琉球政府側の裁判所にはないはずだという意味で琉球列島米国民政府側の裁判所に移行した」、原告が中央巡回裁判所で「勝訴した理由は、琉球政府章典の被選挙権の制限規定は、これは民主主義の理念に反して、大統領行政命令にも反するから無効であるという点と、沖縄の対内的事項に関する立法は、住民自治の理念を根本とすべきであり、立法院議員選挙法の場合も、布令より住民立法が優先するという2点を中心であり、その琉球政府章典22条後段の重罪の解釈は、これは宣告刑ではなく法定刑であるということは一一致した見解である。これに対して琉球列島米国民政府は布令の審査権はないということであると答弁している⁸⁾。すなわち、過去の選挙違反で失格し当選できなかった原告が琉球政府の巡回裁判所で勝訴したにもかかわらず、その裁判がアメリカの高等弁務官によって琉球列島米国民政府（アメリカ側）の裁判に移行させられたことが問題となったのである。

これは1966（昭和41）年7月15日の衆議院内閣委員会でも、サンマに対する物品税賦課の事件とともに取り上げられている。委員質問で「宮古島城辺町で立候補して最高点で当選した人が、中央選挙管理委員会がアメリカの布令の琉球政府章典第22条の1、重罪または破廉恥罪を犯した者は、特赦がない限り被選挙権がない、これに該当するとして失格を宣告した。1962（昭和37）年の立法院議員選挙の際に選挙妨害で50ドルの罰金刑に処されたことが失格条項に該当するが、地裁に相当する中央巡回裁判所で2月に罰金刑は立法院選挙規定によると重罪でないという規定があるから違法であるという結論が出た、原告が勝訴した。琉球政府がこれを不服として、上訴裁判所に上告をした。その審理中に移送命令が出た」という経過であることを明らかにしている⁹⁾。また、この1966（昭和41）年7月15日の衆議院内閣委員会でも参考人として陳述した沖縄市町村会会長は「この裁判と及びサンマ裁判に対して高等弁務官が裁判の移送を命令した理由としては、琉球政府の裁判所には布令、布告を審査する権能は与えてない。しかし、両裁判ともに、中央巡回裁判所は法令に対する審査をしているので、適当だとは思わない。そこで琉球列島米国民政府の裁判所において裁判することが適当だと発表している。しかし、中央巡回裁判所の判決にあるように、民の選挙に関する問題であり、琉球立法院議員選挙法を適用することが正しい。選挙違反の場合に対して、立法院選挙法の被選挙権を奪うものではないという判決をもとにして、琉球政府章典の重罪に処せられて特赦のない者は被選挙権を有しないというものの中に当てはめるべきではないという巡回裁判所の考え方が正しい、民の行政に関する問題である以上、民の立法を高等弁務官も認めて公布した以上、そ

れを該当して処断さるべきだと解釈している」と発言している¹⁰⁾。

この問題は1966（昭和41）年7月15日の衆議院法務委員会の一連の政府答弁を見るとより内容が明らかとなる。次のようなものである。

まず法務省刑事局長の3つの答弁である。「1966（昭和41）年6月16日、琉球上訴裁判所、すなわち、琉球民裁判所のうらの上訴裁判所から米国民政府裁判所に移送された事件である。立法院議員の当選無効訴訟事件であり、1965（昭和40）年11月施行された琉球立法院議員選挙に立候補した候補者が、さきに選挙自由妨害により罰金50ドルに処せられている。これは判決の上では、公民権は不停止となっているが、これが理由となり、米国民政府の布令である琉球政府章典第22条後段の重罪に処せられ、その特赦を受けない者は立法院議員の被選挙権を有しないという規定に該当するものとして、その得票を無効とされ、次に得票した候補を当選人と決定された。この次に得票した候補者の当選無効訴訟を得票無効とされた候補者が提起した。第一審の琉球政府の中央巡回裁判所、—これは琉球民裁判所であるが、これにおいて、1966（昭和41）年2月23日、琉球政府章典第22条の規定による被選挙権の制限は合理的なものではなく、米大統領行政命令、1957年6月5日行政命令第10713号の住民の自治の理念及び同行政命令の各規定の趣旨に反する違法、無効なものである、かりにそうでないとしても、章典第22条の規定は民立法である立法院議員選挙法の規定に抵触し、行政命令に定める手続をなすことなく公布されたものであるから、民立法が優先適用されるという旨の判決をした。これに対して、中央選挙管理委員会は琉球上訴裁判所に上訴し、それが6月16日上訴審から米国民政府裁判所へ移送された」。「琉球政府章典第22条、すなわち重罪に処せられ、その特赦を受けない者は立法院議員の被選挙権を有しない、こういう規定による被選挙権の制限は合理的なものではなく、米大統領行政命令、1957年行政命令10713号の住民の自治の理念及び同行政命令の各規定の趣旨に反する違法、無効なものである。かりにそうでなくても、この被選挙権を制限した章典第22条の規定は、議員立法である立法院議員選挙法の規定と抵触しているわけである。そして行政命令に定める手続をしないで公布されたものであるから、議員立法のほうが優先適用される。したがって、この候補者に被選挙権がないという前提ではない」という趣旨の判決である。「琉球政府章典第22条後段の重罪に処せられて、そして特赦を受けない者は立法院の被選挙権を有しないという規定がある。立法院の選挙法の規定によると、選挙自由妨害であれば公民権不停止になる過去の判決になっている。公民権不停止であれば当然被選挙権があるという前提が一方で考えられると同時に、立法院議員選挙法の規定そのものの形式からいえばそうなるが、琉球政府章典第22条の後段の方が当然適用されるべき性質であるから、重罪に処せられて、まだ特赦を受けていないから被選挙権を有しない、そういう立法がある。両者の立法が抵触している場合に、どちらが優先するかという問題に対する判断である。日本ではそういう判断については、立法は一本で相互矛盾はないから、少なくとも形式的な相互矛盾はかりにあるとしても、日本の最高裁判所が最終的にはきめ得るから、そこで解釈は統一されるという意味において、この2つの立法の矛盾というものは最終解釈ではなくなることになる。しかしここに2つの立法があり、その解釈の矛盾をどういうふうに判定するかという琉球上訴裁判所のこの決定が、さらにより上級な制度によって再審査されるかどうかという問題に結局なる」。また、このとき総理府特別地域連絡局総務課長は「琉球の第一審で勝訴になった理由であるが、候補者を失格とすることになった根拠になる琉球政府章典という米

国の布令は、大統領行政命令の趣旨に違反して無効ということが1点。かりに無効でないとしても、被選挙権の失格をきめている2つの法令、琉球政府章典、もう1つ立法院議員選挙法、2つの法令が現地にあるが、この2つの法令については選挙法の規定が優先に適用されるべきである、こういう2つの理由である」と答弁している¹¹⁾。

これら事件は1957年6月5日付大統領行政命令第10713号の第10節 a 1項・b 1項の「米合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件」として、アメリカ側の琉球列島民政府裁判所に移送されたのである。このようなケースでは、日本の司法制度では法務省刑事局長答弁のように「立法は一本で相互矛盾はない」、かりに「少なくとも形式的な相互矛盾は」「あるとしても、日本の最高裁判所が最終的にはきめ得るから、そこで解釈は統一される」「2つの立法の矛盾というものとは最終解釈ではなくなる」。しかし、占領中の琉球列島においては、現地住民による琉球政府管轄下の琉球民裁判所で最終決定を下せない場合があり、占領当局側である琉球列島民政府裁判所の判断にゆだねざるを得なかったことが、日本国憲法体制と異なる。

5. 不逮捕特権・免責特権

章典第23条は「立法院議員は叛逆罪、重罪及び公安を害する罪の場合を除く外、会期中及び会期の前後10日間は逮捕されることがない。立法院議員は立法院の会議又は委員会における討論報告等の発言につき院以外の場所で審問されることがない。」と定められた。

1970（昭和45）年3月16日衆議院予算委員会第一分科会で分科員から「琉球政府章典の第23条、同立法院法第23条の2によって、沖縄の立法院議員には不逮捕特権、免責特権がある。新たに国政参加議員に対して、沖縄でこの身分が保障されないということは、不公正な取り扱いになる。琉球列島の管理に関する行政命令等を見ると、高等弁務官が強力な拒否権を持っているから、2つの問題が出てくる。1つは、まず基本的には、当選しても、好ましくない人物だから当選を拒否するという場合が起こらないという保証。もう1つは、国政参加して、日本の国会へ来て、そして沖縄の現状を吐露する、あるいはアメリカの異民族支配のことを吐露する、そして帰っていった、このことが琉球列島の管理に関する行政命令に違反するということで逮捕されるというような事態が起きるとすれば、これは完全な国政参加にならない、そういうことのないという保証、その2つの問題についてどう考えるか」という質問がなされている¹²⁾。総理府総務長官は「政府として責任があるから、琉球の立法院が本土の国会議員選挙法に準じた不逮捕特権、免責条項を含む身分上のそういう向こうの法律を公布して、施政権者たる米側も完全に尊重することはぜひとも取りつきたい。同時に、琉球列島住民の意思によって選ばれた代表者がチェックされるようなことのないように努力しなければならない。日本政府全体の責任であると考え」と答弁している¹³⁾。

日本国憲法は国土の占領下において制定されたという事実がある一方で、憲法の条文中に占領管理体制と憲法の条項の調整に関する文言が見当たらない。国土の大部分が占領下にあった場合にもポツダム勅令・ポツダム政令のような憲法との整合性の問題は出てくる。しかし、1つの県のみが占領管理下にあり、そこから選出された国会議員がすでに占領管理下でない本土の国会において活動することは、当初、憲法が全く想定していなかった事態と言わざるを得ない。一方で、将来については、あらゆる事態が想定されるので、万一このようなケースが発生した場合について、本土側

と占領管理下にある側の双方での法整備が必要になることが言える。

6. 司法制度

章典第29条は「琉球政府の管轄区域内の行政団体、住民及びその他総ての者と琉球の司法機関との関係は別に定める場合を除く外1952年1月2日付民政府布告第12号「琉球民裁判所制」の規定による。」、第30条は「琉球政府の行政機関および立法機関は1952年1月2日民政府布令第12号「琉球民裁判所制」に定める場合を除く外司法機構に関する権限を有しない。」と規定する。

1967（昭和42）年7月4日衆議院沖縄問題等に関する特別委員会で参考人（弁護士）は「司法制度の分野では、琉球列島の管理に関する行政命令、いわゆる大統領行政命令、1957（昭和32）年6月5日に出されているが、これが基本になり、布令68号琉球政府章典、布告12号琉球民裁判所制、このような基準法がある。大部分は大統領行政命令10節に規定しており、琉球政府章典は、裁判所の制度については、琉球民裁判所制によることを書いている」とする¹⁴⁾。

占領下の琉球列島において、日本国憲法に相当するのが琉球政府章典であったが、1957年6月5日付大統領行政命令が上位にあり、琉球政府章典は当然のこととして最高法規ではなかったことが明らかである。

7. 外交権がないこと

章典第35条第1項は「琉球政府は琉球民政府を通じない限り外交事務を行うことはできない。」と規定する。

1964（昭和39）年3月26日参議院予算委員会第一分科会において総理府特別地域連絡局長は「琉球政府の立場は、アメリカの政府の機構の一部と言うか、条約上アメリカが施政権を持っているという立場からだけ説明するならば、アメリカの機構の1つであるという解釈もできるが、現在の琉球政府の章典では、琉球政府としては対外的な能力を独立しては持っていない、そういうものはすべてアメリカを通してするべしという制限を設けている」と答弁している¹⁵⁾。1967（昭和42）年12月11日衆議院予算委員会で「琉球政府章典によれば、外交権を持たない」ことが質問され、外務省北米局長は（日米琉三方から委員が出る）「諮問委員会が純粹に外交的かどうかという点は、多少問題があるが、諮問委員会に出て、その諮問委員会の代表として活動する限度において、米政府が琉球政府にそのような地位を認めることになる」と答弁している¹⁶⁾。

1968（昭和43）年4月18日衆議院沖縄及び北方問題等に関する特別委員会で総理府特別地域連絡局長は「琉球政府章典で、琉球政府には外交権が認められていない。主席が公選されても、いまの制度のままであると、直接的な法律上の交渉の権限はない」と答弁している¹⁷⁾。

琉球政府は都道府県、琉球政府主席は都道府県知事にそれぞれ現在ならば相当する。現在においても都道府県ないし都道府県知事に外交権がないことは当然であるが、占領下においては日本本土から切り離され、日本政府ないし外務省によって利益を代表することができなかった。そのため琉球列島住民の立場からは利益を代表する外交組織が必要であった。しかし、琉球政府は外交権を持たずアメリカ側によって行使されていた。

8. その他

1967（昭和42）年4月21日参議院沖縄問題等に関する特別委員会で総理府特別地域連絡局長は「琉球政府行政主席の任命方法に関する大統領行政命令の改正並びに行政副主席任命制の廃止、琉球政府職員に関する高等弁務官の認可制の廃止及び立法院議員被選挙権の欠格条項の廃止に伴う琉球政府章典の改正等も行なわれた」と答弁している¹⁸⁾。

Ⅲ. 結語

日本国憲法は、一つないし少数の府県のみが占領管理下にあり、そこにおいて日本国憲法とは別の法体系やそれに伴う実効支配が形成されることは、条文上全く想定していない。そのような事態においては、日本国の領域において最高法規である憲法が効力を発しないこととなる場面が出てくる。

琉球権利章典との関係でそれが最も先鋭化したのが、日本国憲法第50条の「両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。」と第51条の「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」の適用の場面であると考えられる。日本の国会議員（琉球列島（沖縄）の国政参加議員も含め）には日本国内（日本の実効支配領域）において不逮捕特権・免責特権がある。琉球の立法院議員にも不逮捕特権・免責特権がある。しかし、これらの狭間において、憲法の想定外の事象が生じうる。琉球列島において特段の処置がとられない限り、占領下の琉球列島から選出された日本の国会議員に対して、琉球列島で不逮捕特権・免責特権が保障されないこととなる。

また、日本国憲法の下に制定された法令は、最終的には日本の最高裁判所によって解釈の統一がなされるはずであるが、特定の地域にのみ別個の法体系が形成され、最終的な法令の解釈権も日本国の最高裁判所ではなく、外国政府ないし機関（本稿で取り上げている各種事例の場合には琉球列島米国民政府裁判所）が有する場合も、現在の日本国憲法体制になってからも存在した（ただし、これは琉球列島だけではなく、日本本土も占領管理下に置いて当てはまるところが少なくなかった）。

しかし、将来については、あらゆる事態が想定されるので、万一、国土の部分的占領という事態が生じた場合、琉球政府章典の下に展開された諸事象がモデルケースとなる。ただし、そのような場合、本土側と占領管理下にある側の双方において、当地の根本事項について調整する法整備が必要になる。

注

- 1) なお、琉球政府章典は公布後10回以上の改正がなされているが、本稿の条文は <https://ja.wikisource.org/wiki/琉球政府章典によった>（最終閲覧日2020年12月6日）。
- 2) 久貝良順、我妻栄、高野雄一、池原季雄、雄川一郎、星野英一、宮脇幸彦、1970年、沖縄の法制および戸籍・土地問題等の変遷-上-、ジュリスト、資料・沖縄の法制〔琉球政府章典他〕（457）、有斐閣、pp.38～45、

- 3) 小林武、2015年、琉球政府期における「裁判移送」事件、愛知大学法学部法経論集、(204)、pp.345～392
- 4) 1969（昭和44）年2月19日第61回国会衆議院予算委員会第14号、p.19
- 5) 2002（平成4）年4月22日第123回国会衆議院外務委員会第7号、p.26
- 6) 1963（昭和38）年2月13日第43回国会衆議院予算委員会第13号、p.5
- 7) 1954（昭和29）年3月22日第19回国会参議院内閣委員会第9号、p.3
- 8) 1966（昭和41）年6月30日第51回国会参議院決算委員会閉会後第2号、p.25
- 9) 1966（昭和41）年7月15日第52回国会衆議院内閣委員会第1号、p.4
- 10) 1966（昭和41）年7月15日第52回国会衆議院内閣委員会第1号、p.9
- 11) 1966（昭和41）年7月15日第52回国会衆議院法務委員会第1号、p.2
- 12) 1970（昭和45）年3月16日第63回国会衆議院予算委員会第一分科会第4号、p.35
- 13) 1970（昭和45）年3月16日第63回国会衆議院予算委員会第一分科会第4号、p.36
- 14) 1967（昭和42）年7月4日第55回国会衆議院沖縄問題等に関する特別委員会第16号、p.1
- 15) 1964（昭和39）年3月26日第46回国会参議院予算委員会第一分科会第2号、p.19
- 16) 1967（昭和42）年12月11日第57回国会衆議院予算委員会第2号、p.41
- 17) 1968（昭和43）年4月18日第58回国会衆議院沖縄及び北方問題等に関する特別委員会第8号、p.15
- 18) 1967（昭和42）年4月21日第55回国会参議院沖縄問題等に関する特別委員会第3号、p.4